

本国寺不_レ残類焼、菓師
 誓願寺・六角堂焼失ニ而
 加茂川筋川端木屋町二丁ハ
 残り、六条通り方上ハ有り合ニ
 惣寺町中不_レ残焼失、御幸
 町方西も有り合、二條之御威ハ
 残り、禁裏様不_レ残御焼失
 大徳寺・下加茂も焼ぬけ、
 桜川東長命寺前方二條の
 岡崎辺迄焼失
 狂言火本ヲ云
 どんぐりを其儘焼は
 けかの元とんだもとより
 皮むかいては
 前代未聞之大火と可_レ申哉、
 二月朔日ハ朝方暮迄清天^(晴)
 くもり日輪様赤いろニ

光明さし、是はいかなる
 事哉と申、廿九日晝方
 火事と未申之方に
 当りて火事見ゆる故
 八日市辺りと申居る、
 其内ニ二月朔日九つ
 ころニ京都之御屋しき方
 彦根表江飛脚参り申候、
 噂有_レ之、東方本願寺末寺
 仏光寺末寺衆、八つ過七つ
 頃方御出立、追々京都の
 義行々噂申候、二月二日之
 七つ頃迄焼申候、尤二月二日ニハ
 此辺迄蓮・なわ・杉板・松板
 疊之表□□買廻しニ参り候
 人々有之候、右火難之内並
 相済で一両日ハ京都ニテ

□□^(わらし)卷足六拾文くらい

白米卷升式百文くらい

竹の子かさも三四十文くらい

当分入用の品々ハ無法に

高直ニ売り、二條御奉行様方

所々□々江□□役人中ヲ

御出し置京都焼人中難義ニ

相成事、惣而不_レ寄_ニ何ニ、高売

致スものは、七八人計りも

御切捨被_レ成候由、是から

下直ニ元之通何事も引下ケ

申候、

禁裏様ニは正□院様江

為御移らせニ御座候

□□御所ニハ大仏ノ妙法院様江

一之宮ニハ智□院宮様江

□連院様江

5 頭人の記録

多賀大社の四月、六月、九月の御神事に奉仕した記録は慶長元年(一五九六)以来連綿と続いている。

その中で次に掲げる三人は、社会的信望もあつく、神慮にかなった奉仕人として敬仰せられる頭人の中でも重要記録を残している。

はじめにその各々についてまとめて解説し、次に原文を全文紹介する。

【解 説】

(一) 栗栖村 松次

1、栗栖村では、西村家から松次が享和元年(一八〇一)四月の御神事を務めていた。当時松次は二四歳であったという。祭礼の日は四月二四日で天気は上々であったと記録されている。

2、この記録は八月になってからまとめているものであるが、頭人奉仕に要した経費はとくに詳細に記録されている。そのほか、祭日の当日の頭人の行列先の休息宿、渡御の様子なども克明に記録されていて、江戸時代の「多賀まつり」の状況を目のあたりにみる感がある。

3、このことは後で出てくる敏満寺村の喜右エ門の記録と比較検討するとももしろいと思う。

4、当日の渡御の様を探ろう。

さて朝出立し、彼是四ツ前にはまず氏神へ拝礼し、それから道は一門村から彦根通りを地蔵村まで下り、大畑岩清水より東沼波村へ至り新宮にてしばらく休憩し、平田村までは駕籠で参った。それから馬で資待へまかり越した。御幣合わせを相済ませ、この木の宮へ参り、休息宿は法士村の藤介方を頼み置いたのでそこへ参り、しばらく休息した。弁当などは中川原村の四郎介殿より祝儀として祝ってくれたので、頭人・兎健

らこれに甘えることにした。さて親類衆や渡御の者どもはめいめい弁当であった。藤介殿には、頭人や兎健には見事な靦ふたに酒を出してくれた。

さて高宮の行事を相済ませ、尼子の宿は伝次宅を借り、少時休息し、それから多賀渡りのうえ、宮で規式を済ますまで提灯は点火しない。

宮での規式を済ませ、提灯の光の中を休息宿へ到着した。宿は九平次殿方を頼み置いた。ここで暫時休息し、ただちに乗り物にて帰村帰宅した。

籠人足四人、揚張四人、いずれも中川原人足で、右人足へは相当な献立の夕飯を出し、以上八人へは祝儀二〇〇文ずつ贈る。

5、翌日頭人は奉行様へお礼に参上する。御奉行様は相原三平様・加藤彦兵衛様の御両人で、持参物は籠飯頭五〇ずつ、白木の箱に入れ、両組手代衆四人へ酒二升と飯頭五〇ずつ、また、惣平組衆へ飯頭四〇〇に

酒二升ほかに筋組手代衆へ飯頭二百酒二升(略)とおびただし用意であった。

(二) 敏満寺村 喜右衛門

1、まづ膨大な資料に驚嘆する。天保一一年正月三日夜亥上刻 多賀大社馬頭ご神事指し来りのそのときより克明な記録は驚くばかりで、これを記録した喜右衛門その人に敬意を表するとともに、それを代々伝承した山本家の人々とこの資料をワープロ化した木下委員にも深甚の謝意を表さざるを得ない。

2、差封を頂いた日の料理をはじめ、「其時の人数 弥宜衆三人、両沙汰人二人、下部共八九人計り」とある記録も尊い。

3、その後の神酒ひろめや、世話方衆寄り、親類寄りなど、追々行事が広がり、二月九日になると多賀へ参詣のことなど本格化する次第がもれなく所載されている。

4、村中恒例の道造りに際し、「庄屋弥右エ門を通じ、一二小路へ酒七升と豆腐一二丁、寿留女一抱づつを指し出し、猿木村へも同上、新谷小路へは五升」とあるが、なぜこの小路へ特配したのかは不明である。

5、四月八日七五三張り

「多賀より弥宜衆ほか締めて一〇人、ほかに親類四人下下部衆に一匁づつ祝儀を遣わす」とあり、それより両沙汰人弥宜衆、神小屋造りに懸り出来次第酒飯を差し出した。この日の料理の詳細、その日の入用物など克明に記帳され、頭人は上下にて神拝した。

6、四月一〇日、神事奉行お定りの儀あり。翌日お請あれば頭人らこれに立ち会っている。

7、一三日内御供

前日八ツ時より両沙汰人お供指えのほか、七、八人にて夕食の後、その日入用のもの、料理などを用意し、頭人・庄屋・横目の三人が、多賀御社家両沙汰人馬場重右エ門、藤山彦右エ門に対し、神人預証文を取

り交わしている。

8、一八日大御供（略）

9、当日二二日晴天

頭人出立正九ツ、是より大門へ渡り、中道を仮屋に出で、それより駕籠で高宮に参り、道案内により多賀まで先払い、尤も頭人朝四ツ時かごにて社参、拜殿にて神楽上げ、振舞酒頂戴して下向する。

高宮休息宿、小林留次郎方にて赤飯煮しめ、酒二献肴云々、これらは祝儀のため振る舞われた。

次いで粕地藏休息宿新谷太郎兵衛方にて赤飯以下同前の振る舞いを受けた（略）。

これで当日の渡御コース、ならびに休息所およびその時刻など概略を知ることができる。

10、翌日、早朝より

お奉行様へお礼に参ること、上下姿にて頭人喜右エ門、饗応人五郎四郎以外にて。

その時、お奉行様へ贖頭一〇〇但し一分五厘のも

のを用意して持参する。

またお手代衆一人へ、当饗頭五〇、酒切手二升、寿留女一把ずつ持参する。

また、右惣組中一組へも切手一斗、鯛三把、常饗頭二〇〇、右組御手代衆へ差し出す。

11、二五日七五三上げ

(1)多賀より上下にて二一人、馬一疋、見え、頭人夫婦装束仕替え応対する。

(2)後座呼び

人数七、八〇人計り

(3)其外村中へ

一〇小路へ酒三升、豆腐七丁差し出し。

右にて万端滞りなく相終了した。

12、追つ添書き

重複するが、道筋などの詳細が下記のように所載されている。

当家出立正九ツ時、それより賓待へ罷越し九ツ半休

足所へ参り

馬上で神前に向ひ、ご幣儀を済ませ

直に国府表へ参り、又々儀式を済ませ

それから駕籠で高宮休息所へ参り

支度して、又々川原出より馬上で

本道

渡り、鳥居上にて刻限八ツ半

直ちに、粕地藏宿へ、まかりこし右宿

出立七ツ半ころと思われ、打込で休息

間に提灯に火を付け難なく渡り、暫らく

桜の馬場で、馬上休憩をとる

お奉行はここでお帰りあり、続いて

渡りを続け、本社ご門前で、馬からおり

沓で神前に進み神拝の後、神楽所へ参り

色々お供物の上酒となる。

右の儀式終えて社壇を三辺廻り、拝礼の上、門外で駕籠にのり、帰村四ツ半帰宅、それから床門神前

に向かい拝礼して、装束をとって、自由の身にかえった。

どこにもない克明な頭人記録である。

(三) 甲頭倉村 甚五郎

1、慶応元年多賀大社六月の御神事帳に接することは稀であって、この点この記録は尊いといわねばならない。

2、四月一日夜、指符請取の儀をはじめ、御注連張り、神入レ式、神甫屋ご供□、□当日のこと、別当所行、八ツ時籠所之祝、御注連上げなど諸々の行事が克明に記録されている。

3、その都度大祓宜の指導を受けながら、中飯酒飯の応対も一通りの事ではなかったと思われる。

4、頭人持参物として

一、金百疋 台にのせ 代二匁

酒三升 平指 代一三匁五分

三種 錫二わ、豆腐、こんにやく 代一五匁
扇子三本入り台にのせ 代七匁

一、銀二匁 扇子二本入り 代三匁

二匁ツツ 下男三人も 片木にのせる

右の分大祓宜宛

外に、 大神主 三ノ祓宜

銀五匁ツツ、 山田神主 同祓宜

扇子二本入り 日向神主 同祓宜

代三匁ツツ 両沙汰人 重右エ門

同 彦右エ門 以上八名

右一統へ祝品振る舞ったと記録あり(申書)。このほか社家中へも多数の持参物あり。

別当所へ

一、金百疋 台にのせ 代二匁

扇子三本入り 代七匁

酒 三升 平樽 代一三五五分

三種 昆布、豆腐 代一一匁

一、銀一匁ツツ 院代 一人
扇子二本入り 代三匁ツツ

役人 二人

一、銀三匁 玄関番へ

など各方面への出資も大変であったようである。

5、最後に人名が記載されているのも珍しい。

大神主 川瀬伊織 山田神主 大賀齊宮

日向神主 大岡右膳 大祓宜 大賀縫殿

山田祓宜 守戸民部 日向祓宜 北川将監

三ノ祓宜 守戸金吾

沙汰人 馬場重エ門、藤山彦右エ門

ところでこの両沙汰人であるが、この名前は享和元年(一八〇一)の西村記録にも出ているし、天保一

年(一八四〇)にはもちろんおなじみの名前である

し、今また慶応元年(一八六五)の甚五郎記録にも出

ていることである。世襲人物が、長命だったか不明で

はあるが、研究したら面白いと思う。

6、ところで、この六月御神事は都合により昭和二年より中止となった。

三年より中止となった。

次はその原文で、少々繁雑であるが、各々の様子を比較しつつ、克明に読んでいきたい。

読んでいくうちに文章にもなれ、先人各々のご苦勞

など胸を打つものがあるう。

【原 文】

(一) 栗柄村 松次

(五巻)
(一八〇一)
「享和元年

御神事ニ付諸事覚帳

酉八月ニ書留

西村松次

御神事ニ付振舞造用留帳

正月廿九日晚神酒披露、但シ親子兄弟有レ之家ハ式

人又ハ三人之家も有、

一吸物 棒鱈

たうふ

酒二献

肴 大根漬、数の子

右之人数内外ニ百人計リ、酒壺斗八升計リ、廿二日ニ

世話方三人、手前へ相談ニ見へ申候而其節、

吸物 たら

酒肴 数の子

かます
ちりめんざこ

御飯

皿 焼鯛

御汁 とうふ・青み

平 うどんどうふ・あまのり 御めし

酒 三献

二月二日ニ右世話方三人、並びに喜三郎殿

右四人内々役割相談、其外諸事渡シ物相談ニ被レ参候

時、

皿ニ焼かれひ 御汁 とうふ・青葉

平 湯だうふ 御めし

御酒 さかな もろこ・三ツ葉したし
右夜中ニ相成候得共、四郎介殿、九郎介殿兩人歸り被_レ申候、喜三郎殿泊り、(當日)平日平次殿与兩人村一家へ役割之儀、申達シ被_レ候

同廿三日夕方宿六丈助殿、供老人泊りかけニ被_レ參、是ハ装束附ニ頼、当日規式相濟迄頭人付致し被_レ候、又七ツ過方藤田屋敷馬口取式人、杏籠持_レ三人參、老人ハ歸り申候、右之衆中へ夕飯餅致し、猪口ニ砂糖入ひたし物ニ而夕飯進申候、酒ハ鉢肴ニ而出し申候、

当日朝、御侍老人、供老人、草房取老人右三人被_レ參候、右之衆祝義致ス、

御侍へ米札四反三分

口取へ三反つ

草房取へ式反五分

右之衆へ朝飯之献立

皿はす

御汁とうふ・青み

頭人健兒見事之祝ふたニ而酒出し被_レ候、扱高宮相

濟尼子宿伝次宅ヲ借り、少時、休足致候、夫多賀渡り

宮之規式相濟迄挑灯入らず、宮之規式相濟、ちよちん

ニ而宿へ着申候、宿ハ九平次殿方ヲ頼、暫休足致し

候、直ニ乗物ニ而歸り申候、籠人足四人、揚張四人、

何レ夜中川原村人足、右之人足へ夕飯致、献立

皿はす 汁青み・とうふ

坪牛房・いも・こんにやく・ふき・干鰯 御めし

酒二献

肴もろこ

以上八人江式百文宛祝儀致、_レ老貫六百文、翌日頭人

彦根奉行様御礼ニ参り候時、供老人並ニ世話方も参り

被_レ申候、

御奉行様

梶原三平様

加藤彦兵衛様

右兩御奉行様へ籠饅頭五十宛、白木之箱ニ而かけな

平やきとうふ・皮牛房・こんふ・こんにやく・里いも 御めし

硯ふた饅頭玉子・しいたけ・く年棒・小くし・くり 酒三献
鉢肴 もろこ・干鰯

当日朝、旗方、太鼓方、惣頭人附、やつこ凡三百人計り、酒肴干鰯、こんにやく、ふき三品、串指凡酒四斗五升計り、村番立寄度毎ニ酒出ス、番人式人朝昼夕方共、扱朝出立致し候者、彼是四ツ前ニも相成申候、先氏神へ御礼申、夫方道筋義へ一円村方彦根通ヲ地藏村迄下り、夫方大堀岩清水より東沼波村へ行、新宮ニ而

少時休候而、平田村迄ハ籠ニ而参り申候、夫方馬ニ而賓待へ罷越し候、(御幣合せ)待規式相濟、ここの木の宮へ参り、宿ハ法士村藤介殿ヲ頼置候、夫方藤介殿へ罷越し

候而、少時休足致し、弁当仕、頭人・健兒弁当之儀者、

中川原村四郎介殿方祝義として致し被_レ候、扱又、親

類衆、渡し口之者共者、めい／＼弁当也、扱藤介殿ニ而

で、夫兩御組手代衆四人へ酒式升与饅頭五十宛、又惣

平組衆へ饅頭四百ニ酒式升、外ニ筋組手代衆へ饅頭五

十二酒式升宛、但し式人、又平組へ饅頭式百、酒式斗

惣道具並ニ馬渡し口者俵や弼兵衛へ渡し候得とも、惣

道具並ニ馬ハ藤田四郎左衛門様より借り出し被_レ申候

ニ付、前日ニ頭人馬乗ニ参り申候、此時土産ニ饅頭百

遣し申候、又後日ニ御礼ニ上り候時、諸白三升、する

め式わ、進三三度候、一尊正院様方装束借人足角次殿

頼_レ之、多賀ニ而直ニ馬士へ渡し候、又当日翌日ニ請取

ニ人足遣ス、相濟、右装束代沙汰人江三百文遣し申候、

(注) 以上で祭日当日の記録は終了し、以後は祭礼当日

までの内御供、大御供などの記録である。

(申書)

四月七日七五張り

入用物

柱三本・棟木老木・こも三枚・みの紙三帖・三四

寸回り竹四本・笹竹式十本・細繩老わ

多賀方十人計御出、上下ニ

献立

(中巻)

落着ニ右之硯ぶたニ酒出、右一家夜取持人数三拾人酒七升計り、

四月十五日内御供、十四日晚方下役六人泊り懸御出、此時入用物、里芋四升計り、牛房同断、御汁身四十人前計り、

こも十式枚、御供米十五日朝向七升五合、餅米卷斗、右取粉、米卷斗式升、大豆三升、人足式人朝入用、右泊り之衆へ、落着ニ鉢肴ニ酒出ス、夕飯之献立、

(中巻)

又式人早朝ニ被_レ参、ノ_レ八人、右之衆へ朝飯進し申候、十五日朝上十八人御出、下十八人ノ三十六人計御出、朝多賀方仕立ニ而、頭人こんてい妻以上ニ三人御振舞、八ツ時分、幣振り相済、又右三人素麵ニ而振舞、夫方此方方進し申候、

(中巻)

右一家衆、取持人数都合百六拾人計り、右之酒四斗余、同廿日大御供、多賀宿九平次方、此方方祝儀与して、かし被_レ具候趣ニ頼置候、

廿日朝、頭人土産ニ饅頭百三十遣ス、

振舞ハ中川喜三郎殿より致し被_レ具候、強めし但し、へぎ・楊枝・胡麻塩・酒二献、看まき鯛、干鰯、親類者勝手ニ而、めしもりくひ、頭人、健児ニ者相応之馳走致しくれられ候、同廿三日村中江、右ハ当日ニ者甚取込ニ而其分中取越、

へぎニ而、強めし、酒三献、看干鰯・巻するめ、

右之人数、内外ニ百人余、酒式斗余り、餅米三斗余り、

五月廿六日村振舞、献立

(中巻)

右振舞家並ニ式人宛、一家衆不_レ残人数式百人計り、朝飯ニ、しひなこ、昼飯ニかけ、右之酒三斗計り、同廿七日一家振舞、献立

(中巻)

覚

御積米

一拾七表

御奉行様御弁当代

一七百九拾八匁之内

金子拾両 (中巻) ふし十一礼ニ廻ル時

ひん待人用

一金千五両三歩

又外ニ式歩内老歩ハ手前方遣ス

村太鼓宿竹ヶ鼻ニ而

七ツ道具頭人附

一拾七両老歩内

四兩

五拾匁

ふし三ツ

村
角次

高宮
新助

九郎次

村
休右衛門

久とく
源七

四拾匁

ふし三ツ

拾五匁

同二ツ

拾五匁

同二ツ

金式両

一百拾老匁五分

一金卷両

一酒五升

一扇子箱三本入

一三種看

外ニ大御供之節

一七匁

右ハ不動院棒つき、祝義

酒ニ式升、ふし二

同
元寿

同
吟次

同
富右衛門

村
久米右衛門

多賀
句物

一金三兩
右之内へ
大
一御供一色
ふし五ツ、扇子式木
一金式兩
健児
大尼子一色
一金式兩
一金卷兩式歩
右普賢寺一色
一金三步式匁
健児之内
一御幣
ふし三ツ
一三兩卷歩式朱

八重練
由兵衛
中川原
喜三郎
村
善兵衛
同
与兵衛
同
友次
村
太兵衛
八重練
新之丞

一四拾五匁
一式拾匁
一拾匁
右之内へ
一金子卷兩
ふし三ツ
一太鼓式つ
一同卷つ
鯉節三ツづつ
祝義として
一甲之木宿
ふし二ツ扇子二本
此方方礼

馬代
上下
豆代
多賀二面酒代
ふじ世
次右衛門
村方
八重練
儀左衛門
同
休兵衛
法土村
藤助

酒式升
一金子式百疋
酒式升
一金子式百疋
酒式升
一金子百疋
右三口世話方江之礼

中川原
四郎介
久徳村
九郎介
村
李右衛門

(以下略)

(二) 敏満寺村 喜右衛門
〔表題〕
〔天保十一〕庚子五月改
多賀御神事諸式控帳
山本喜右衛門
一 正月三日夜亥上刻
多賀大社馬頭
御神事指米候、其時ニ
台所より座敷迄^{カシ}籠をしき
頭人上下ツ着シ門ロツ明ケ内へ
被レ入候、天より頭人座敷へ出
挨拶致候差封相渡し
被レ申相改受納仕候、夫より盃ヲ
出し三宮弥宜卷人盃ヲ取
一献之盃頭人江被ニ差納ニ盃

仕、夫より昆布寿留女数子ニ而
不_レ残下部迄酒三献出し
申候、

其時之人數

祿宜衆 三人

両沙汰人 貳人

下部共八九人計

同五日神酒ひ露め

村中家なミ老人ツツ

呼ひ候事、其日早刻より

夜四ツ時迄相懸り目出度

相濟申候、

一 酒式献

引肴 まぎ_{まぎ}鱒

数ノ子

吸物 豆腐

其日取持人親類小路中
ふくさ

同夜

一 酒老斗三升

豆腐老箱

寿留女式抱

右籠屋へ遣し候事

同廿三日世話方衆寄

五人

村役人 庄屋

横目

取持人親類六人

前酒

碗蓋 老組

同九日初午多賀へ

参詣之事

大祿宜へ落付頭人上下ニ而

社参可_レ政事尤_レ伴富蔵

下部老人

音物

一 平樽式升

鯛巻抱

葉附大こん拾本

こんにやく五挺

右大祿宜へ

一 平樽式升

昆布巻連

葉附大こん拾本

こんにやく五丁

二月

二日親類寄

人数十七人

酒肴在合物

肌かれゐ 汁焼豆_{まめ}婦

里いも 干_しな

平牛_{こぶ}旁 飯

棒たら

右不動院様へ

一 酒切手式升宛

右両沙汰人衆試人

三月廿五日

一 両沙汰人被_レ参注連張より

神上ヶ迄吉日相定候事

酒肴 在合物

其日者本地堂へ用向在_レ之候ニ付

右両沙汰早々罷被_レ歸候事、

二月四日

一 村中道造リニ付庄屋弥右衛門方へ

当番老人外ニ老人召寄言渡し

被_レ與此方より拾二小路江酒七升と

豆婦給二丁寿留女老抱ッ指出し申候、

尤弥五七左助兩人ニ而相配之事、
猶又猿木村へ酒七升ニ豆婦
拾貳丁庄屋方へ相抱指出之事、
但し新谷小路へ者五升也

四月八日七五三張

多賀より被_レ参候人数

祢宜衆 貳人

両沙汰人 貳人

大箸師 老人

下部 四人

拾人

外ニ親類四五人

尤下部衆老奴宛

祝儀遣ス事、

落付

茶漬めし

香之物ひたし物

尤夫より両沙汰人祢宜衆神小屋ニ懸り出来次第ニ酒飯

指出シ之事、

酒肴 品々

祝蓋 玉子

くわひ

魚てん

しゐたけ

かばやき

本膳

皿 いか 汁かんひやう

うと ふき

はん金かん

手垣なし漬

坪 たこ

うと

あつ物 飯

平 切目

小さいも

ふき

竹之子

平こん婦

焼物 うぐひ

猪口 あわひ

重引 ひたし物

鉢肴 むし鯛

酒三献

取持人親類中

其日入用物

荒こも 拾老杖

縄 老把

小から竹 甘木
五六寸廻り杉木 三本
四寸廻り竹 四本

ミの紙 式状
わら 二三把

かわそう 少々
沓れん釘 沓把

白米沓升 山もり
梅ほし 三ツ

寿留女 三枚
御神酒式合計り

尤其時頭人上下ニ而座敷へ出神拜ニ而右之御神酒祿宜
衆共同席ニ而頂戴相済之事

積米

同月五日

一 拾六表送ル手前清助

正米ニ而 附之事、
大祿宜へ相送り申候、

同十日

神事御奉行様御定り被_レ遊
翌十一日御請ニ参候事、

頭人
饗応人

五郎四郎
伝吉

御奉行様

東中嶋

渡辺藏人様

十五日

御手代 谷田伝太夫

高橋友右衛門

円城寺町

十一丁目

御手代 門野文蔵

服部鎌治

十三日内御供

前日八ツ時より両沙汰式人御供拵、外ニ七八人罷越

被_レ申候、七ツ前ニ

茶積出し

香之物

酒出し香まき鯛

他ニ在合物

夕飯

皿ニ ふり 汁干大根

切目 豆腐

ちさ

したし物

其日入用もの

一 白米沓斗三升 翌日

朝飯

一 白餅沓斗 早朝ニ付置之事、

取粉沓升

一 白米七升五合 御供米

一 大豆六升 馬方へ遣ス

但し式升宛三人江

料理もの

里いも 四升

牛蒡 沓_レ目

ふき 沓把

ちさ 少々

焼豆腐 式挺

檜木葉

拾七表積米之内沓表

右ノ入用ニ引

引テ

拾六表大祓宜へ遣し事、
是者□ニ出ス

一 白米五升 釜戸私

市へ遣ス

同卷升まき米山もり

但し塩少々ノセ、市へ遣ス事、是ハ両方共市取
婦り連候、

一 白新し箸 三十せん

神前御膳ばし

梅ほし共卷

一 本膳 十六人前

二ノ膳 同断

是ハ此方よりかし候事、

御供膳 是ハ前日夕方ニ此方より人足式人かりニ

遣ス事、

右神米所ニ在レ之候、

朝社人被レ参候節、村はな迄

上下ヲ着シ親類二三出人出向致
し候事、

神入預申証文事

預り申品之事

一 御神正鉢 御覆卷ツ

尤葵御紋付

一 御神正鉢 御挑燈

尤葵御紋付

右之品当御神事中健ニ預申上候、毛頭(そまつ)塵抹之筋仕間敷
候、尤

御神事

相濟候ハハ右手形引替ニ御渡し可レ申候、仍而預り手

形如レ件

年号 頭人印

月日 庄屋印

横目印

多賀御社家両沙汰人

馬場重右衛門殿

藤山彦右衛門殿

朝多賀より社人被レ参候ハハ直ニ頭人夫婦健兒身掙い

たし候事、

朝本膳 多賀より振舞ニ而、頭人夫婦健兒計

しよばんいたし候事

献立

皿ニ いか 汁 豆婦

うど かつを

坪 里いも 飯

牛蒡

くしかい

かんひよう

こんにやく

二ノ膳 檜木葉かい□ニ而

ひたら二切

香之物

□□し二切

二ノ汁

酒三献 かまほこ

いか二切

右是ニ而相濟、

夫より休尾宿へ被レ参候事

休尾宿

徳右衛門

親蓋 老組

鉢肴 老鉢

酒出し

下部宿

清七

右酒肴同断

幣振 儀式

九ツ半時ニ

尤頭人白張女房健兒ハ不申及ニ親類之亭主分上下嫁衆
一統座付いたし儀式済、夫より

後段

素めん振舞是も多賀より被_レ致土器盃ニ而御五献被_レ出

候事相済、又ししばらく休足宿へ被_レ招其間ニ膳立致シ

夕飯進上より頭人挨拶ニ参り候事、

夕飯此方より之振舞多賀より

人数上下ニ四拾五人

外ニ健兒老人

下部共廿六人

老奴宛

祝儀遣候事、

献立

皿 ひらめ作り身

しらか□□□

きくらげ

生が

けん

手塩なら漬

坪 いか 飯

うど

あつ物

花ぐり

平 すすき

竹ノ子

ふ

大しいたけ

くわい

焼物 ます

酒 三献

猪口 鯛作りミ

わさひ

醤油

重引 三ツ葉

ひたし物

鉢肴 いか

生が

吸物 ます

しゆさい

すまし

右儀式相済被_レ帰候事、

跡呼 村方

他所

親類出入り之取持人共

式百六七拾人前

皿 ぶり 汁 豆婦

切目 青味

坪 うど 飯

あつ物

平 焼豆婦

ふき

平こんふ

こんにやく

くわひ

重引 たたき

牛蒡

鉢肴 数ノ子

酒式献

右呼人数多賀社人此方へ被_レ参本膳指上ケ候跡ニ而休
足宿方ニ而他所より追々膳出し候事、

十八日 大御供

頭人親類宿

并女中宿

車戸右門

土産物

一 行器

赤むし

老荷

平樽貳升

饅頭養籠入貳百

右車戸右門様へ遣ス

外ニ下部へ貳匁宛

七人遣ス

一 金貳百疋

菓子料

右礼神事七五三上ケ過テ頭人御礼ニ参り候事、

下部宿

佐左衛門

一金老朱也

右之礼

同断

此方持参物

一 赤むし

三斗

にしめ 大□重

ひたし物

老重

老

右二重者

森小平殿より

為ニ見舞ニ持参被レ致候事、

右是ハ諸方より祝ひニ参り候人江指出し申候、

尤酒二献

鉢肴硯蓋ニ而進上致し候事、

朝茶漬者

此方ニ而致し候

昼夕飯兩度

上下人数貳百人計

献立

皿 いか

汁 焼豆腐

うと

かまほこ

菓子碗 切目

飯

ふぎ

大しいたけ

牛蒡

竹ノ子

夕飯

皿 ぶり切目

汁 干大根

豆腐

菓子碗 湯葉 飯

竹ノ子

切目

山いも

しいたけ

兩度共酒貳献

鉢肴硯蓋

右木膳酒肴共

田中小兵衛

高田久五郎

為ニ祝儀ニ兩家より亀屋へ渡し振舞被レ致候事、

包物控

一金貳百疋 目録台ノセ

三本入扇子箱 台附

平樽三升

昆布老束

こんにやく拾丁

葉附大根拾木

右不動院様へ

釣台ニ而送ル

一 四匁三分ツツ 式包

片木ニのせ式枚

- 式木入扇子箱式
- 右御老家式人江
- 四匁三分
- 式木入扇子箱
- 片木ニのセ
- 右院代様へ
- 一 三匁ツツ 式包
- 片木ニノセ
- 右眷者衆式人江
- 一 三匁
- 片木ニノセ
- 御取次役江
- 一 饅頭五十
- 右御酒所中へ
- 一 同五十
- 酒式升
- 豆婦五丁
- 右下部中江
- 一 金百疋 目録台ニノセ
- 三本入扇子箱台附
- 平樽式升
- 錫三れん
- 昆布老束
- 葉附大根拾木
- 右大弥宜へ遣ス、
- 一 八匁六分
- 三本入扇子箱
- 片木ニノセ
- 右大弥宜御内室へ
- 一 八匁六分 大神主江
- 式木入扇子
- 片木ニノセ
- 一 同断 山田神主へ

- 一 同断 日向神主へ
- 一 同断 山田弥宜へ
- 一 同断 日向弥宜へ
- 一 同断 三ノ宮 弥宜へ
- 一 同断 両沙汰 式人江
- 一 同断 式ツ
- 一 三匁スツ 式包
- 式木入扇子箱片木ニノセ
- 上ノ市
- 式人江
- 一 式匁スツ 平市
- 六人江
- 一 式匁スツ 里人
- 五人江
- 一 三匁スツ 土器師
- 式人江
- 一 式匁スツ 里人子供役
- 式人江
- 一 式匁 納焼料
- 片木ニノセ
- 一 三匁 神楽料
- 同断
- 右大神主へ遣ス事
- 一 酒三升 平樽ニ而
- 饅頭百
- 右□□□
- 役人衆へ
- 一 式匁スツ 二包
- 番人江
- 一 酒五升
- 寿留女老把
- 右駒くらべ馬方へ遣ス、

八ツ時ニ
饅頭貳百 養籠入

酒三升

にしめ沓重

志たし物沓重

巻鴉沓重

右者頭人健兒親類之者

四五人見送り御供所へ持参

可レ致事則神楽所ニ而

素めん振舞□ニ着ニ而

数献被レ出候事

朝多賀宿へ揃頭人健兒

其外

親類共直ニ装束上下ヲ

差致し大祢宜より使待居候、

使次第ニ右之進物頭人ノ

一派ニ送ル、其時ニ大祢宜頭人ノ

盃相濟候ハハ其上親類

一統へ刻鴉申さしうど

三種之着ニ而酒三献被レ出候、

相濟夫より大祢宜案内ニ而

拜殿江参り幣振□式濟シ

不動院へ両沙汰案内被致

右進物相送り頭人夫婦

健兒

親類一統参り院代御挨拶

盃被レ下昆布二切頂戴、夫より

一統へ三種之着ニ而酒三献被レ下

相濟宿へ帰り体足致し候、

八ツ時ニ御供所へ頭人健兒被レ参

候様ニ使参り、其時右之

持参之酒着其外素面振舞

社人衆同席ニ而酒七献被レ出候

其跡ニ而社人同席ニ而拜殿

ニ而駒くらへ拜見致し無レ滞

相濟宿元へ指控、裝束取

一統へ夕飯指出し濟次第ニ

掃村仕候事、

尤駒くらへ前後ニ他所村方之

懇意衆祝ひニ参り候人々に

彼赤飯ニ煮しめ酒出し候事、

四月十四日

一 貳百目 竹ヶ鼻村へ

矢来代

一 酒切手沓斗

鯛三把

右者清七殿相頼マ

相渡候事、

一 酒切手貳升

鯛沓把

右村ノ
役人へ

祝儀

一 貳匁

宇尾
番人江

一 四拾三匁

普賢寺
(寶カ) 江

一 拾匁

国腐君
(折カ) 伊左衛門

一 酒切手三升

同本郷
役人江

一 貳匁

同村
番人江

一 八匁六分

竹ノ内
江

一 五匁

長曾根
小屋江

一 貳匁

高宮
番人江

一 拾匁

彦根
座頭江
祝儀

一 貳匁 小川原 番人江

一 五匁 村方 番人江

一 拾匁 同断 屋とひ

外ニらうそく遣ス事 五人江

一 四匁 高宮 馬割 貳人

一 貳匁 村方 祢宜へ 神楽料

一 酒老升 同断

一 練絹老反 村方 市江 祝儀

当日廿二日晴天

一 頭人出立正九ツ是より大門江

渡り中道ヲかりや出、夫より駕籠ニ而

高宮江参り候、尤道案内

清三郎善三郎右兩人

多賀迄先私ニ被レ参候事、

尤頭人朝四ツ時ニ駕籠ニ而

社参仕候其時ニ付添物共

手水手拭持参致し候事、

則拜殿ニ而神楽上ケ御舞酒頂戴仕

下向可レ仕事、

高宮休息宿 小林留治郎

赤飯にしめ

酒貳献

肴云々

右者為ニ祝儀与ニ振舞被レ致

候事、

柏地蔵休息宿

新谷太郎兵衛

赤飯にしめ

酒貳献

肴云々

右者為ニ祝儀与ニ仕出し被レ具候事、

御奉行様

御弁当諸色請負人

職人町 榎屋勘七

並寶佛頭人儀式共

(合カ) 代銀八百目

右御奉行衆御手代四人江

神事当日四五日前ニ金三朱ツツ

外ニ菓子袋老ツ会積之事

都合金三步也

高宮鳥居上荒人御座候ニ付成渡

被レ成下ニ候様挨拶として

金百疋

右二組ノ手代衆へ

御筋方杉原数馬様

御手代

手嶋武右衛門

清水喜三郎

三匁宛貳人江

御代官元ノ衆

当日村方江出役

大橋廣左衛門

大崎兵太夫

右兩人江老朱ツツ

もしり方

四人江

貳朱宛

一 拾匁 御見舞料

右者当日元ノ衆江御見舞として

大尼子村庄屋へ遣シ候事御勝手ニ付足ハ料物ニ而二三
日前ニ御□へ

指出候事

あすき

おはき

きなこ

同

したし物

右三品料物

沓重

沓重

沓重

密待立札之事

御幣御休足所

頭人休足所

茶所

太鼓台休足所

傘鉾休足所

沓本

〃

〃

〃

〃

織り休足所

七ツ道具休足所

場広馬

ノ八本

右立札之義者当日早朝ニ此方より相立候事、

右人足

久治郎

長三郎

馬一式

請負人

高宮

佐助

元次

代銀

三両三步二

米札百匁

川瀬

式人

渡り方諸色

請負人

葛籠町

喜八

代銀

沓ノ貳百拾六匁五分

奴方諸式

請負人

炭屋藤七

代銀

三百五拾匁

外ニ脇三尺

紋付手拭

同六尺

籠棒まき

酒三升

右三品当日

炭藤へ渡ス、

翌日早朝より

御奉行様へ御札ニ参ル事

上下ニ而

頭人

喜右衛門

鬘応人

五郎四郎

同

伝吉

役人

御奉行様江

臈饅頭百

但し沓分五厘宛

尤食籠入

右御手代衆御老人江

当まんちう五十

酒切手式升

寿留女沓把

右御手代御老人江

右同断

右惣御組中

沓組江

切手沓斗

鯛三把

常饅頭貳百

右組御手代衆へ

指出ス

御奉行様江

並御手代衆

惣平組衆

右同断

御筋方様江者

御礼計り之事、

尤御筋方中野平馬様御死去ニ付

当時出役無シ之候

両御代官様江

御礼計候事

御筋組衆中へ礼

常まんちう百

但し沓組へ

同御組衆中江

右同断

外ニ式匁

是者御死去ニ付入用ニ無シ之候得共遣し置候事、

一行例書付神事当日

四五日前ニ相認メ指上ケ可申事

兩

御奉行様江

式通

但し奉書ニ而金水引とし

御手代衆江沓通ツツ四人江

但し上直し紙ニ而

白赤水引とし

兩

御筋方様江

式通

但し上直し紙ニ而

同断

御代官様江

沓通

右同断

都合九通相認メ

其外美濃紙ニ而

炭蘇喜八江沓通宛

一 調度懸装束

一 神馬持束

右二品多賀河沙汰人江借りニ遣し候節、饅頭五十遣

し是ハ当日前々日之事翌日返濟之節米札三匁

遣ス事、

木俣御手形

粕地蔵

沓表

年貢

右者大尼子村役人江遣ス

日下部弥平右衛門様

御馬

金貳百疋

御菓子料

右者旦那様へ御礼

一 三朱也

本

□取沓人

藤七礼

同断

忠助礼

香籠持

林蔵礼

人足

三人

馬侍礼

七人

七人

七人

山口次平

取持

甚三郎

甚三郎

弥三郎

甚右衛門

皿 子付 汁 あら
餅 ふき

坪 うと
あへ物 飯

平 焼豆腐 竹ノ子
ふき 氷こんにやく
平こんふ

御酒 壱組

鉢蓋 壱組
鉢肴 壱ツ

頭人馬宿 人数七人
落付 弥三七

赤飯にしめ 取持人
旦那様付添 豊吉

皿 ぶり 汁 干な
切目 豆婦 家内

平 焼豆腐 飯

ふき
氷こんにやく

竹ノ子

牛旁 壱組
視蓋 壱組

御酒 壱組
三十人 はこ小ぬか

一 広馬宿 伝三郎

皿 ぶり 汁 取持人
切目 寿まし 甚蔵

氷こんにやく 佐助
伝三郎

平 焼豆腐 飯
こんふ 小左衛門

竹ノ子
ふき
氷こんにやく
牛旁
御酒看さこ
廿人 はこ小ぬか

一 小馬宿 武右衛門
取持人
献立 彦四郎
右同断 勘四郎

廿五人
炭取宿 清七
取持人
茂右衛門
万右衛門
藤平

右同断 甚助
廿五人
一 同人足宿 定平
取持人
藤□
利作
新三郎

右同断 清左衛門
一 喜八宿 浄信寺
人数百人

白むし式合五勺壱人前
酒看さこ香之物
尤喜八宿炭取宿者手札遣シ置候事
取持人
平六
六左衛門
文四郎

人数四五人

一 もししり方宿

弥右衛門

取持人

三郎□

長平

甚四郎

皿 子付

汁 あら

ふき

坪 うと

飯

あへ物

平 竹ノ子

焼豆腐

ふき

水こんにやく

平こんに婦

硯蓋

式組

鉢肴

式ッ

御酒

一 頭人附体足宿

徳右衛門

取持人

平三郎

長吉

彦三郎

兵右衛門

彦之進

喜平

皿 生ふじ

汁 干大根

平 焼豆腐

飯 焼豆腐

ふき

ふき

御代官元ノ衆

並世話方体足宿

作兵衛

右礼金貳朱与

外ニ素めん貳匁計リ

多賀ニ而世話方宿

鍵屋利兵衛

右礼金貳百疋

当日夕飯

御馬附人足衆

徳右衛門

方ニ而

皿 鯛切目

汁 干大根

平 八はい

飯

豆腐

硯蓋

鉢肴

老

人数四五人

一 もししり方宿

弥右衛門

取持人

三郎□

長平

甚四郎

皿 子付

汁 あら

ふき

坪 うと

飯

あへ物

平 竹ノ子

焼豆腐

ふき

水こんにやく

平こんに婦

硯蓋

式組

鉢肴

式ッ

御酒

一 頭人附体足宿

徳右衛門

取持人

平三郎

長吉

彦三郎

兵右衛門

彦之進

喜平

皿 生ふじ

汁 干大根

平 焼豆腐

飯 焼豆腐

ふき

ふき

御代官元ノ衆

並世話方体足宿

作兵衛

右礼金貳朱与

外ニ素めん貳匁計リ

多賀ニ而世話方宿

鍵屋利兵衛

右礼金貳百疋

当日夕飯

御馬附人足衆

徳右衛門

方ニ而

皿 鯛切目

汁 干大根

平 八はい

飯

豆腐

硯蓋

鉢肴

老

酒三献

一 同駕籠人足

五人

村方頭人附取持人諸人足

人数百貳三拾人計リ

皿 鯛切目 汁

平 八はい

豆腐

引肴

在合物

まき鯛

酒

同廿五日七五三上ケ

多賀より人数上下ニ

廿老人

馬老疋

大豆貳升

遣ス

一 朝五ツ時ニ被レ参直ニ

茶漬めし

奈良漬

ひたし物

酒肴

小あゆいか付

色々在合物

幣振

頭人夫婦装束

仕替座敷へ出候事、

まき米卷升山もり

塩少々

寿留女五枚

梅干三ツ

御神酒式合

右儀式相済夫より

本膳

皿ニ

鮎子附

汁 あら

ふき

なます

坪 せんまい

飯

平 切目

竹ノ子

ふき

山いも

平こんふ

猪口 鮓

生がす

焼物 鯛

引肴 もろこ

ひたし物

酒三献

後座呼

人数七八拾人計リ

皿 ぶり

汁 豆腐

ふき

平 焼豆腐

ふき

氷こんにやく

山ノいも

平こんふ

酒肴 数ノ子

ひたし

其外村中江

酒豆腐 拾小路へ

酒三升と

豆腐七丁

指出し候事、

酒三升

豆腐七拾丁

右ニテ万端無レ滞

相渡り申候、

追而書添残置事

夫当家出立者正九ツ時ニ而夫より賓待へ罷越、凡九ツ
半時ニ休足所へ参りしはらく休足致、如例七器ニ而
三献盃取夫より

馬上ニ而神前ニ向ひ御幣儀式相濟

直ニ国府表へ参り又々儀式相濟

夫より駕籠ニ而高宮休足所参り

支度致又々川原出より馬上ニ而

木道り

渡り鳥居上ニ而刻限八ツ半ニ相成候

直ニ柏地蔵宿 へ罷越右宿

出立七ツ半比と相見へ打込ニ而休足

間ニ提燈ニ火付テ無難渡り

しはらく

桜ノ馬場ニ而馬上休足致し

右御奉行様ニ御帰り被遊相続テ

相渡り本社御門前ニ而馬よりおり

杏ニ而神前へ罷出神拝過テ

神楽所へ

参り色々御供御酒ニ呼候、

右之儀式終テ社壇ヲ三辺ん廻り

拜礼過テ門外ニ而駕ニ打乗

帰村致し候得者凡四ツ半時ニ

相戻申候

夫より床の間神前ニ向ひ拝礼して

装束取支度致し相体と申候、

(三) 甲頭倉村 甚五郎

慶応元年多賀大社六月御神事帳

甲頭倉村 甚五郎

一、四月朔日之夜 二指符請取渡候事

一、五月中頃二日限定候、さて沙汰人より

懸合承り候事

一、御注連張御神甫並色々入用柄差指出候事

尤中飯酒飯ト指出シ候事

人数凡上下ニ而拾人斗り

一、御神入レ之事

前ニ三方請取参り候事 人足二人

夜中ニ下部七人斗り参り 明朝之料理何ヶ拵仕候

事、朝飯之振舞 頭人女房

右兩人相伴之事

一、祢宜衆 神甫屋拵仕之 この紙状指出し候事 拵

取も引取候事

一、八ツ時 神甫屋 御供□候

頭人 奉幣

女房 同断

大祢宜 指図之事

大祢宜 祝詞 奉幣中上候

相濟候而

神酒頂戴之事

次ニ

中飯酒飯指出候事

一、指米三升 □塩少量

右系屬被也

一、積米 京餅四斗入レ斗者

五俵二斗

右ハ両沙汰人より懸合指図之事

一、御当日の事、早朝浄衣ニ而 大祢宜祝ニ行尤女房

親類付添へ人有之事

尤休足所へ着致候得者申出之事

尤時刻宜敷候得者 大祓宜より迎ニ遣ス事

三方 鬘斗

昆布

三方 大 一重

長柄銚子 加へ候

吸物 三種平引

右一統江祝品之振舞有之事

頭人 持参物屋ニ

一、金百疋 台ニのせる 代 二匁

酒三升 平指 代 一三匁五ト

三種 鰯二わ

豆婦、こんにやく

代 一五匁

扇子 三本入り 台ニのせ

代 七匁台共ニ

一、銀二匁

扇子 二本入り 代 三匁

二匁つつ 下男三人へも

片木にのせる

右の分 大祓宜江指出し之事

大神主

山田神主

日向神主

一、銀五匁つつ 山田神官

扇子 日向神官

二本入り 三ノ祓宜

代三匁ツツ 重右衛門

右八人へ 彦右衛門

同断

一、銀三匁 御神

片木ニのせる

一、三匁ツツ 両市二人へ

一、二匁ツツ

平ノ市 六人へ

一、二匁五分ツツ 左右五匁

二人

一、二匁

里之者 五人江

一、一匁五分ツツ 子供役

二人江

右之分社家中へ持参之事

別当所へ持参品物ニござ候

一、金 百疋 台にのせる

代二匁

扇子 三本入り 代七匁

酒 三升 平樽 代一三匁五ト

三種 昆布 こんにやく 豆燻、代 拾匁匁

一、銀 一匁ツツ 腕代 一人

扇子二本入 代三匁ツツ 役人二人

片木にのせる

一、銀 三匁ツツ □者二人江

一、銀 三匁ツツ 玄関番江

右之分別当へ持参 右大祓宜式相濟候間拜飯の

行

序三の祓宜案内のこと

一、御本宮の頭人御供物仕候

頭人 奉幣

女房 同断

大祓宜指図之事

大祓宜祝詞申上候、御祝食上ル 相濟候間神菜上ル

次ニ別当所へ行 両沙汰人ノ案内ニテ祝酒出ル

大祓宜同断

一、八ツ時 籠所之祝 案内之事

持参物 夫々 酒三升 平樽 代一三匁五分

まんじゅう 百、代六匁 三種 平組(略)

右の分籠所へ持参のこと、祝濟候而勝手に引取る

こと

一、御注連上げ

行人数 上下の向一五人斗り

頭人奉幣 女房同断

大祿宜指図之事

大祿宜祝詞申上候 相濟

中飯物 指出し候事

万々(目出) 度相濟申候也

私家中前 大神主 川瀬伊織

山田祿主 大賀齊宮

日向神主 大岡右膳

大祿宜 大賀縫殿

山田祿宜 守房民部

日向祿宜 北川将監

三之祿宜 守戸金吾

沙汰人 馬場重エ門

〃 藤山彦右エ門

右如件

6 疾風災難雜録

課題を疾風災難雜録として、左の六つを所載する。

どれ一つ取っても捨てがたいものばかりでピカリと光っている。

①町中定め書

②おそれながら言上申す

③城貝家文書

④高付帳と高書帳

⑤人別送り手形之事

⑥直幸(なみかた)の善政

(1) 町中定め書

向山下町は多賀村内の一町であるが、この中に、「町祈禱」に使用の箱がある。たびたび紹介するが、ここに全文近くを紹介することにする。文政一二年

(一八二八)から明治一八年(一八八五)までおよそ六〇年近くの記録である。

ころは幕末に当たっており、天明の飢饉から桜田門外の変、それに水戸浪士の上京と北陸行き、その間の彦根藩の動きなど、状勢刻々と変転する中において「町祈禱」の記録は、庶民の感覚でとらえている。このため、この記録によって庶民の受けた実情を知ることが出来る。

なお文中、八重練道は、保月村への入合権のある道であり、また五箇村から時山村を経て、美濃・伊勢に通ずる山越え道でもある。

ついでながら、この道の中から桃原村を経て、栗栖村・一円村へ通ずる道があり、商人の道として江戸時代は栄えた。

それを伝える文化元年(一八〇四)の商取引の文書があるので紹介する(保月共有文書)。

時山村と一円村が保月村へ支払う茶荷物の庭賃金を

決めたものである。この道の主要地である保月村は、茶荷物の荷動きをとらえて、その場銭ともいえる手数料を稼いでいたことが分かる。

六一 一札之事

一商人衆茶荷物之儀、古米ヨリ其節

村方問屋ニ而御世話被レ成候処、当子年ヨリ来ル辰年迄五ヶ年之間

右之茶荷物当村ニ而世話可レ仕候、

相對ヲ以預リ申候、然ル上ハ先極之通リ

庭賃錢茶老本ニ付時山村ヨリ

五厘江州一円村問屋ヨリ五厘合巻(分)

其御村方江遣シ可レ申候、五ヶ年過申候へハ又其節相對ニ而五ヶ年目ニ相改、証文仕替

支配可レ仕候、仍而為レ後日ニ一札如レ件

濃州時山村

(一八〇四)
文化元年

庄屋 浅右衛門

同 間兵衛
 同 仲右衛門
 甲子六月 日
 江州犬上郡保月村
 御役人惣衆中

度候節者鳥目三百文宛指出候事、
 右之条々後々ニ至迄銘々不ニ相
 背ニ堅相守可申事、仍而如件
 町内中

六一二 定

- 一 此度町中相談之上取究候事
- 一 銘々婚禮有之候節者為ニ披露鳥目
五百文宛一統差出候事、附り肴代
之儀当人心得ヲ以指出候事、
- 一 銘々改名仕候節者鳥目貳百銅宛
差出可申事、
- 一 他より入人有之、別株ニ相成候節者
為ニ町銀ニ銀三拾匁宛指出可申事、
- 一 町内ニ而別家有之候節者為ニ披露
銀八匁宛差出候事、
- 一 他より相續人申請、町内人数ニ相加へ

六一三 定

- 一 八重練道普請人足三人半
右者町より老人ニ付式匁屋とい
六月 日
文政十一戊子年
右之酒手として米老升七合五匁
御上様より被下
丑正月廿日
六一四 一札之事
丑斗し

- 一 杉坂道普請人足懸り式人
右老人ニ付式匁ツ、相渡
天保四癸巳年

公方様御本卦御帰り被遊候ニ付、御祈禱
 正月九日ニ相濟、人足五人候事、

六一五 一札之事

西之御丸様御厄年ニ付、大社之御祈禱被出仰
 右ニ付、人足町中惣掛り相成候
 天保五年正月十三日

六一六 一札之事
 天保七申正月十二日より山論起

二月十二日相濟右入用老軒割四匁四分つ、相掛り申
 候、

銀八拾參匁庄屋九郎右衛門へ相渡

天保七丙申年二月下旬より雨降りはじめ、亦
 土用中冷氣ニ而雨天勝、九月上旬迄雨天
 多く殊ニ八月十三日夜大風雨ニ而亥之刻
 迄吹、此風ニ而晚稲畑作江大ニ相さわり誠ニ
 諸国古來種成大凶作ニ相成候ニ付、追々
 米穀直段引上ゲ七拾匁位より酉年春ニ者
 百目余ニ茂引上り万人之難一、申懸
 がたく迷惑年柄ニ候、依之國々大社ニ而
 五穀成就之御祈禱相動り候、当所之
 御本社ニ而も二月十一日より十七日迄御神楽上り
 御祈禱有之候、十八日より廿四日迄神前ニ而
 大般若御執行有之、氏子中より諸人參詣
 信心致候、

- 一 申年八月 甲斐国三河国百姓騒動
 乱暴相起り候、

六一七 大塩平八郎の騒動

一 天保八丁酉年二月、大坂町大変之騒動、御戒付与力之内、大塩平八郎と申人頭

之由相聞候、諸方江火ヲ附、鉄砲ニ而火ヲはなし出火諸方江同時ニ焼出し候手立ニ而諸人

うるたへ焼死人數しれずと申候、吹聴ニ聞候、依之御要害御支度嚴重之事也、彦根

御殿様ニも大ニ御嚴重之御手配り、諸方之出入口等々足輕衆六七人つ、番ニ御出張り

在之候所、三月下旬比より段々静ニ相成候先者案心致し候事諸人之心

持少し者落付候、將軍様御代替御改事

一 当年及春中者雨天勝ニ候へども、四月中旬より天氣ニ相成菜種麦作相当ニ仕法候様子ニ付米穀直段追々ニ引下ゲ候、

六一八 一札之事

一 天保九戊辰年七月相改

杉坂道普請人足之儀軒別究口廻リニ相定候ニ付年行事ニ不_レ拘出し可_レ申事

戊辰年七月 一 文蔵 始り子ノ年休寅の年

源治より出候 一 忠兵衛より出候

一 地蔵屋敷之事

一 屋敷他 字向山在之屋敷東者

高巻斗式合 □□五分五厘 矢右衛門屋敷切南者道

切北者八郎兵衛屋敷切西 者道切此内ニ在_レ之屋敷也、御年貢者彦根入也

六一九 俊乗坊重源持物開帳

天保十四年卯年 八月廿一日より九月十日迄

並 御虫干

俊乗坊重源念持仏開帳ニ付、町中ニ而割合出_レ金

金百疋奉納

右仏飯袋之代として奉納此所へ酒式升

御別当所より町中披露

同 六両式歩ハ 町惣山立木 木代ニ而出ス

此外者

外ニ 当分借用致し都合金式拾兩相渡借用証文

田地古証文相添え請取預り置候、

右之口返金有_レ之証文相戻し 濟

六一一 一札之事

弘化三丙午八月五より十五日迄

西徳寺ニ而 命山如来寺之祖師聖人御影も

開帳ニ付

金式百疋 奉納 内百疋箱より出候

同百疋者町中割合遣ス

町内へ酒三升豆腐六 被_レ下

右ニ付一統手ニ一同参候

嘉永四年辛亥十月十二日

高ヶ岡角力興行ニ付

六一〇 一札之事

天保十五乙辰年十二月

一 合式拾兩 桜町 九郎八江貸

此質物ニ 土田道ニ在_レ之田地老反式拾四歩

高巻石五斗壱升式合五勺

充口七表式升

但シ

右之元金者

内 拾兩 ハ町講ニ而出ス

金百五拾疋

酒三升 米候

米札三匁

花ニ遣ス

彦根大音寺奉嘉

三ヶ年分相済

子ノ正月廿日

一金三兩式歩 下之町 庄七

本町 佐次右衛門 兩人引請貸附

証文右ニ預り置田地質入書付

此金返済

六一一三 嘉永七年大地震

嘉永七年甲寅年十一月四日朝四ツ時前

大地震 同五日夕七ツ時大地震諸国大荒之事、

同六月十四日夜八ツ時大地震諸国大荒之事、

同四月六日より七日迄京都大焼

御所向御炎焼

十二月年号改元安政ニ成候

御所向御普請始候

六一一四 一札之事

安政五戊午年五月溝番より相初候

一 御祈禱之節宿番江白米五升ツ、相渡、

子ノ正月廿日

六一一二 公方様本卦御賀祈禱

嘉永六癸丑年正月

九日より十一日迄

公方様六十卷御本卦御賀ニ付御祈禱、

御別当所ニ而御執行有之彦根より御出役

御名代 増田慶次郎様

外ニ火酒方組衆

御筋方 安中半右衛門様 拾式人

御出役ニ而町内彦三郎方ニ而

御筋方御休足 御宿

火之廻り立番致し候、

代銀之儀者其時ニ相場ヲ以相渡可申候様相定候、
此儀者以前通ニ銘々朝飯持参ニ相成候事

同

一 町銀貸附之分利足之儀金卷両以上者年八朱

之割ニ而取候事金卷両以下者卷割ヲ以

取立候定之事、

六一一五 江戸表殿様御儀ニ付

文久二壬戌年十一月廿一日

於江戸表

殿様御儀被仰付同月廿六日御領分中江慎ミ

乃事相心得候様ニ被仰出候事、

六一一六 大雪に付難決

文久三癸亥年霜月

八日九日より少々雪積り候処、又候廿六七日比より

打続キ、廿八日者取分大雪降り尤積り高七八尺

斗積、右ニ付一統大ニ困り翌子年三月

比漸く雪相消中候、

右大雪ニ付多分損家有之候、猶又瓦杯

者おひだだ敷損し候、

六一一七 長州浪人狼藉

元治元甲子年七月十八日明六ツ時より京都ニ而長州浪

人入込、

大出火致、凡七分斗焼、尤町数三百

五拾町程家数凡三百七千軒神社仏

閣式百五拾ヶ所焼大跡大略ニ記候、尤伏見

御出張戸田采女正様御堅メ大破シ長州

浪人狼藉ニ而戸田様御家臣御手負数多

有之候時、

一 京都堺町□り付彦根木俣様御勢ト

長州浪人ト一合戦、尤木俣様御勢者御利勝被レ為

得候へ共

少々手負人有之候、從夫諸大名江長
州江追討被仰付候趣御達シニ付、右
民大ニ安堵之思ニ御座候終、

六一一八 水戸浪人狼藉

元治元年甲子霜月常州水戸浪人閑東より

上洛致候趣ニ而中仙道濃州地迄罷越候趣、

勅命ニ付、井伊掃部頭並戸田采女正河渡宿迄

御出張ニ相成候趣、浪人共大氣ニ驚鷄沼宿より

谷波道江通行致、夫より越前地江趣キ今庄宿

ニ而乱妨致、右ニ付諸大名追々御出陣ニ相成

殊ニ大雪ニ付、浪人共恐入、加賀中納言様江

向參致候ニ付、加州殿御預ニ相成、凡浪人

千人余集候尊、内大将大願寺透道坊

從主五人ニ而江州柳ヶ瀬江落行候趣、彦根

御出張木俣組江召取ニ相成柳ヶ瀬ニ而打首

相成候、

(中略)

六一一九 本地堂焼失

明治七年戊辰一月十八日夜九ツ時

旧本地堂焼失致候事、尤其夜ハ

大寒ジニ而西南風はげしく本社之方

風下ニ相成候得共、氏子中ニ而取ふせぎ候、

故本社初外類焼ハ卷ケ所も無之尤

市中多分さわぎ候得共大堂安宝

斗リニ而相濟明七ツ時ニしづまり一同安

心致候、仍而町々中合

御 供 神 楽 差上候事

(以下略)

六一二〇 一札之事

明治十八年一月廿日町内集会之節

一同談示之上町講積金之利子ヲ

以御両換月集金月々出金致候様ニ相成仍而

町講惣金卷本代式円拾銭ヲ、一月廿日

七月集会之節等級割ヲ以出金致候

様改定之事

但等級割出金之義ハ別紙ニ有之

候事

(2) おそれながら言上申す

六一二一 乍レ恐言上申す (久徳共有文書)

犬上郡

久徳村

右者善理川筋之義者川上より 御当地大橋迄川並支配

仕来り、依之之年々正米三石宛往古より川御年貢御上

納仕来り申候、

依之亦田井も一円村領ニ而雇留候湯水ニ御座候得共、

当村万端

支配仕来候、往古久徳殿与高宮殿与縁者ニ被成候節、
為ニ茶ノ之

水ニ別水致シ被遺候由之趣、其後高宮川尻与四郎与久
徳

新助湯水及出入ニ候由之趣 羽柴筑前守様御挨拶

被下置ニ向後赤田水三分一高宮庄へ用水可ニ相通ニ候様

之

御朱印 御書、右新助殿へ頂戴仕、只今ニ而者右

御朱印村役人方ニ持伝へ罷在候、依之

御当家様ニ相成候而も凡百年之間無難ニ無申分ニ赤田

分水仕、

御田地相統仕来り申候趣、元禄十五午夏始而高宮村

より夜中ニ

大勢忍參候、狼藉仕、其段御届奉申上候趣、場所元

之如ニ為ニ御埋ニ被下置ニ候、

然ルニ其後も宝永・享保・寛保・明和・寛政度々狼藉

仕候節々、元之如ニ為ニ御埋ニ被下置ニ候義ニ御座候、

然ル所、右赤田銚子之

底湯骨御普請、惣天より何れニ而も三尺底老面之敷石

御普請ニ御座候処、右寛政六寅年高宮村より底御普請

ニ而ハ

無御座など違論申掛ケ、依之場所其儘御吟味中ニ御

座候処、

其後も高宮村狼藉仕候毎ニ、当難除御普請被_レ成下置_ニ

候得共、

拾老ケ年之間も違論相止ミ不_レ申候ニ付、乍_レ恐文化元

子年ニ筋御奉行早乙目八郎左衛門様、

所藤内様、御代官所舟橋弥三八様、

木代又右衛門様、川除御奉行橋木勘七郎様、功刀千右

衛門様、

百々孫右衛門様久徳村江度々御出駕被_レ成下置_ニ又郷申

□

場所必当御様し御吟味之上銚子所替被_レ仰付_ニ被_レ下置_ニ

御普請惣天より

三尺底自然石ニ而赤田惣体台石御定メ 御裁許被_レ成
下置_ニ候

義ニ付、違論も相止ミ御座を以無難ニ相続仕来り申候

処、天保八年ニ

銚子之内水分ケ之砌、高宮村之役人這入候_ニ、

右ハ這入候_ニも手指ハ不_レ相成_ニ

義ニ付、間尺者不_レ申候得共右様事申立、尚又同九年

ニ湯袖ニ

蓮を張米り候義を新規之趣ニ申立、御尋御座候ニ付、

前々々

張米り趣御答奉_ニ申上_ニ岩湯水ハ山中之往還ニ御座候

間、御尋被_レ下置_ニ候ハハ

聡々相分り可_レ申御答奉_ニ申上_ニ置候、然ルニ天保十亥

年ニ相成

銚子之内ハ高宮村為_レ這入_ニ候義と兩様之内老方御請仕

候様

被_レ仰渡_ニ候得共、兩様共御請仕候得者文化元諸御役方

様

莫大之御苦勞被_レ成下置_ニ候義無_ニ相成候様奉_レ存候_ニ

付、御断奉_ニ申上_ニ候処

依而者 御賢慮ニ為_レ御任_ニ奉_ニ申上_ニ候様敷敷被_レ仰渡_ニ

御意難_ニ相背_ニ

為_レ御任_ニ奉_ニ申上_ニ候処、兩様共高宮村願之通 御口達

書を以当年限

御吟味被_レ仰出_ニ其儘ニ相成御座候、然ルニ一昨々嘉永

六丑年ニ相成

大旱魃ニ而難決仕候間、在来之通ニ被_レ成下置_ニ候様御

數願奉_ニ申上_ニ罷在候

内、都而高宮村ニ者再水分ケ御願奉_ニ申上_ニ候、右ニ付

久徳村役人共

下小屋御預ケ被_レ仰付_ニ候上、別段御執計御座候ニ付、

段々御歎願

奉_ニ申上_ニ候処、役人共下小屋御免之前日、赤田古格御

吟味被_レ下置_ニ候様

被_レ仰渡_ニ難_レ有御請書奉_ニ指上_ニ置候、然ルニ昨今兩年
之狼藉ニ

御座候間、段々御歎願奉_ニ申上_ニ候得共、今ニ何共不_レ
仰出_ニニ付必至迷惑仕候願書文言左之通

芹川筋の水論については、その長年月にわたったこ
とや水論の激しさ、その水分けは両対岸のほぼ中央に
銚子が設置された特異形態のものであるだけに、古来
注目を浴びてきたものである。解決は芹川ダムの建設
を待たなければ達成し得なかつたもので、その年月三
七〇年以上を算する。その忍耐と必死の努力は評価す
る言葉も見いだせない。

この水論は『多賀町史』に詳述したが、ここに嘉永
六年に書かれた「乍恐言上申す」があり同水論の概略
をきわめて簡潔に、要点を押さえて記述しているので、
参考のため掲げることにした。

(3) 城貝家文書

八ツ尾山は「御山」と呼ばれ、藩の直轄地である。その管理は藤瀬村に任せられ、水害のため藤瀬村の高橋が流失したときには、その資材を「御山」に求めたり藤瀬村の復旧には何かと「御山」に頼るケースが見られる。ここでよく問題となるのは、山廻り役員の選任と給与である。

この記録は治右衛門によるものなのである。

先代治右衛門は山廻り役は延宝年中(一六七三)八月(一)から宝暦一年(一七六一)まで勤めていたが、またその役を再び仰せ渡され、治右衛門は天明元年(一七八一)一二月から勤めることになった。

役料は高九石式斗五升で、字湯之谷、いもじ谷、萱原村領内字一ノ渡瀬の開田が充てられている。

なお、高役・伝馬役・家並役・足役の諸役は免除されていることが分かる。

参考のために同文書に収録されている代官名(天明五年一七八五)を付記した。

城貝家文書のうち「多賀大社頭人名書」については、その文書の一部を「別巻」の他の項目で紹介しているが、ここに全文のうちその他、主なものを抜粋して紹介し、単に頭人の名書きだけでなく、その年に起こった事件をそれぞれ日記体に記録しているもので、その部分について紹介するものである。

紹介するのは、まず安永二年(一七七三)の多賀大社の大火、次いで八ツ尾山(御山という)の管理、それに観音寺の御開帳の以上三件である。

まず、安永二年の大火であるが、その前に表紙から、次に慶長元年(一五九六)と承応二年(一六五三)の頭人の記録を紹介する。慶長元年のものは、多賀大社文書と異なる頭人が記されていること、承応二年のものは、北坂村に注目されるからである。敏満寺の村の変遷については、すでに記述されているが、現在の

敏満寺に至る一つの過程である。寛文二年(一六六二)

に至り敏満寺村があって、喜兵衛が四月の頭人を勤めている。明確に何年から敏満寺村となったかは不明であるが、一つの目安となるものである。

次に多賀大社類焼の大火である。一庶民が見聞した記録で、類焼の状況もよく描写されており、不動院の慈性が江戸幕府と折衝して完成していた寛永の大造営の跡は、火魔が次々と襲った。大火の跡の復旧は苦難が伴い思うように進まず、幕末までも続くのであった。それに今後も参考になることは、久徳までも飛び火があったということで、火事の強さを認識するのとともに、警鐘を鳴らしているとも言える。

六一二二 山廻り役治右衛門お役料

延宝年中(一七六一)巳年

迄代々八尾御山廻り役被_レ仰付_一

御役料へ高九石式斗五升

諸役御免ニ而其上延宝六

午年高役・伝馬役・家並役

足役之義

御筋六御奉行様御連

名御印附ニ而御免則御書

付ヲ以被_レ仰渡_一有_レ之候ニ付所持

致来り候、

(山廻)

此度治右衛門義へ掃役之由

被_レ仰渡_一候ニ付天和元丑十二月ニ

御奉行様方御相談之上ニ而

先規方治右衛門頭戴之分

高九石式斗五升諸役御免

伝馬役・家並役・足役

御免

字湯之谷

一開田七畝歩

いもし谷
一開田四畝拾六歩
蓋原村領内字一ノ渡瀬
一開田老反三畝歩

右ハ延宝年中方治右衛門頂戴
仕来り候間当年方又々私江
為御役料と被下置被仰渡候、

(七八五)
天明五年九月九日

(中懸)

御代官中様

小武半四郎様

片木弥治郎様

馬場久介様

藤野新藏様

中村与左衛門様

早崎吉兵衛様
村田久治郎様
雨野森伝兵衛様
宮田彦左衛門様
広瀬次郎右衛門様

(中懸)

六一二三 多賀大社頭人書

(表紙)
「多賀大社」

頭人名書

深田姓

(五九〇)
慶長元年ヨリ

已来

金屋村

四月 彦太郎

保月村

六月 辻中

多賀神領

九月 藤四郎左衛門

同式年

(以下中懸)

(六五三)
承応二年

河瀬村

四月 甚左衛門

北坂村

六月 太郎右衛門

一円村

九月 孫左衛門

(中懸)

四手村

六月 理右衛門

地藏村

九月 仁右衛門

(中懸)

(七七三)
安永二癸巳年

六一二五 多賀大社大火

極楽寺村

四月十八日 喜兵衛

右御神事

当日八ツ頃ニ多賀本町之横町

土田治兵衛と申人之向い関介と申少人之

家方暫の出火ニ有之、参詣之

人々所々セ話致居申候内ニ、

四方へひろがる、本町通三方へ

焼抜ケ、日向下之宮不殘焼失、

六一二四 頭人書つづき

(六六二)
寛文二年

敏万寺村

四月 喜兵衛

般若院不_レ残、夫_レ方不動院内
不_レ残焼失、御宇堂・六角堂
しゆるう堂・太鼓堂・御本地堂
とうの堂・十七間堂・御馬屋堂
ろう門・御舞殿・神楽堂
極楽橋・御社壇不_レ残其外
御門等不_レ残焼失、町下百軒
余り焼失、夫_レ方飛火ニ而
久徳村政右衛門火元ニ而、久徳村
拾軒余焼失致候、
御神躰様竹ニ而、幕を
御打田之中に二三日余り
御籠り、夫_レ方古川之土手ニ
御かり屋出来、五月廿三日迄
被_レ遊_ニ御座候、五月方段々
御かり社壇出来、御かり御殿
江奉_ニうつし候御義ニ候、

中度由、不動院江以_ニ書付_ニ御願被_レ申候
所、一向取上ケ無_レ之候、重而左様之事
被_ニ申出_ニ候義無用と申趣ニ候、
依_レ之彦根筋御奉行様江
右之趣以_ニ書付_ニ御願被_レ申上候之所
内御供之節、社人被_レ参候ハ、
茶つけ喰ハ好候ハ、可_レ出少も
料理ケ間敷事致間敷、神明上ケ
之節も右ニ同断、多賀大御供
之節ハにきり喰ニ而、弁当組
口宿等とて申間敷、振舞
等致間敷と被_ニ仰出_ニ候而高野瀬
村半兵衛・月之木村小十郎ツ
セ話人ニ御入被_ニ仰出_ニ候由、当日之
渡りハ槍式本ニ而其外頭人付
少も無_レ之由見物ニ参り候ものも
無_レ数由ニ候、御神事之義ハ古礼

唐人も宮之鳥居を越候時節方火事
と申出し候由、
右頭人ハ高宮を渡り大尼子村
江参着、大火最中ニ而最早
打込口不_レ渡与、帰宅被_レ致候、
絶_ニ言語_ニ奉_ニ恐入_ニ候、
らくしゆニ
いきのびる多賀の祭りに
極楽寺といふ名て入らぬ
多賀かも
御神事半減届
（一八五六）
安政三年年
勝楽寺村
四月廿三日 伝次
御神事諸事半減ニ而相勤
之通ニ相勤候様ニ被_ニ仰出_ニ候趣ニ候、
古来方無_レ之珍敷頭人渡りニ而
人々噂致候、尤当日ハ廿三日
ニ而天氣宜御座候、
さきにも紹介したとおり「頭人名書」の記録の中に、
その年の事件等が詳しく述べられている。その中に見
られることは彦根藩政とのかわりである。彦根藩で
は何回か出された御法度の取り締まりは確実に行って
いるようでもあり、そうでもない面も他の文書により
見られるが、ともかく禁止することの多い御法度は大
衆の心を冷たく閉じ込める。
大衆を救うものは年ごとに行われる「祭り」とか、
まれに興行される角力、それに雨乞い返礼踊りもその
一端を担うであろう。ことに開帳は待望久しいもので
大衆の心をとらえる唯一のものである。
観音寺の御開帳は安政三年（一八五六）四月五日か
ら二五日まで二〇日間行われた。文書によると村役人

はその準備に追われ、いかに開帳を成功させるかに心血を注いだ。ここに落とし穴があって、開帳の届けや同時に開催した観音寺通寺の「浄願寺宝物弘メ」も届けることを怠った。これが筋奉行に咎められるところとなり、開帳が終了してから「手鎖」の刑に服することになった。

「寺社お奉行へもお筋奉行様へもお届けがなかったようであるので、村役人もお届け申し上げないので奉行様からおとがめをうけることになりました。

開帳そのものは天気も晴天続きで、近村からの参詣も途絶えることなく、万歳その他の催し物もあり、村役人は藩からの参詣者のもてなしに追われたり、感激の涙にくれた」と述懐している。

村頭分の治右衛門は、川相村・一ノ瀬村各庄屋の助力で詫び状を入れて「手鎖」の刑を終えることができた。

頭分も不届之段被_レ仰出_二候、

一同九日ニ治右衛門彦根へ参り

川相村庄屋新平一ノ瀬村

庄屋善治右衛門兩人ヲ相頼

村頭分治右衛門、喜兵衛・介次

右兩人印形ニ而御詫願書

指出候所十一日ニ被_レ召出_二候而

手鎖等御免被_レ仰付_二候、

(4) 高付帳と高書帳

米納を基本とした江戸幕府は、各村に村高を決めた。これは秀吉時代から行われた検地も含め、その他の要素を考慮して村高を決めたものであろう。年貢としては、この村高を基本として年貢率をかけたものが、本高として徴収されるが、その他に小物成などいろいろ課せられる。

現在の税率は各種目において、各人平等に行われて

六一二六 観音寺開帳

(八五〇)

安政三年四月五日方

廿五日迄廿日之間当村観音

寺御開帳、大日照りニ而廿日間

一日も雨降不中、開田方参詣

段々相増賑敷御座候

(中略)

一四月五日方廿五日迄開帳之間

通寺ニ而浄願寺宝物弘メ

有_レ之候所、寺社御奉行様江

不調法ヶ条書付上候之写

一通寺ニ而宝物弘メ之事

(中略)

一観音寺地面間違申上候事

右ニ付五月二日被_レ召出_二候而

庄屋・横目手鎖被_レ仰付_二候、

いるが、江戸時代はどうしてこうも開きがあるのかと疑わせるほど、村ごとの差異は大きい。

ここには、慶応四年(一八六八)の「彦根御領分高附帳」を紹介して、明治元年であり文字どおり江戸幕府最後のものを参考に供する。

五ツ五分・七ツ三分・四ツ六分はそれぞれその村の村高にかける年貢率で、本町の場合もその村々を検討すると、その高低の差に理解できない面も見られる。五ツ五分は五五割である。

現在は災害などにより減税となる場合もあるが、江戸時代はそれはない。村の石高も多少は変動のある史料もあるが、干魃による米の減収や災害による場合にも、この石高を変えたという史料はない。

庶民は何の疑いもはさむことなく、一定の石高と一定の年貢率の中に生活してきたのである。

六十二七 慶応四年彦根領分高附帳
〔表紙〕
〔八六八〕
「慶応四歳」
彦根御領分高附帳
辰正月吉祥日
古河

犬上郡

〔裏表紙〕
「婦類嘉和」
「閑問治右衛門持」
〔横関共有文書〕

一、五ツ五分 一円村
百五拾九石五斗九升
一、五ツ五分 富之尾村
三百貳拾九石貳斗三升
一、六ツ壹分 大岡村
貳百四拾三石四斗八升
一、五ツ七分

貳百九拾四石四斗八升 大尼子村
一、七ツ分 犬上川上多賀へ三里
三拾五石三斗四升 大君ヶ畑村
一、六ツ四分 北五ヶ畑之内也
三百五拾七石三斗三升 多賀村
外ニ 百四拾七石貳斗五升七合
多賀大社へ神領ニ渡し候 慶安二年也
〔六四九〕
書記置申候 以上
一、五ツ七分 月之木村
百八拾貳石貳斗七升
一、五ツ六分 土田村
八百三拾九石五斗八升
一、六ツ 中河原村
三百九拾石九斗九升
一、四ツ六分 楠崎村
百四拾石六斗六升

一、七ツ七分 後谷村
五拾七石六斗五合 佐目村
一、六ツ五分 栗納村
貳百六拾石六斗七合
一、六ツ壹分 八重練村
三百拾三石五斗五升
一、四ツ三分 藤瀬村
三百九拾石貳斗五升
一、三ツ壹分 小林村
百六拾石九斗四升
一、三ツ七分 小原村
百拾石三斗七升八合
一、七ツ七分 藁木村
三百貳石四斗七升
同 佐目村
貳百拾七石貳斗八升壹合

一、五ツ六分 久徳村
七百七石六斗
一、七ツ九分 北拾六ヶ畑
九百四拾六石壹斗三合
河内中村下村宮前安原
甲頭倉向之倉桃原杉五僧保月
入谷後谷屏風落合今畑水谷
一、五ツ貳分 犬上郡
七百九拾六石六升八合 南六ヶ畑
内
貳百九拾八石八斗 河合村
三拾九石三斗九升 大杉村
貳百五石七斗六升壹合 一之瀬村
拾三石五斗六升五合 仏ヶ後村
四拾三石壹斗三升貳合 樋田村
百四拾四石四斗六升 萱原村

一、五ツ九分
四百六石壹斗三升 四手村

一、七ツ七分
百八拾貳石貳斗一升 霜ヶ原村

一、五ツ八分
千貳百拾六石壹斗七升 敏満寺村

しかし、このように江戸時代の村高を理解したとしても、その理解に苦しむ史料もある。久徳村の「高書帳」を丹念に繰っていくと、いくつかの問題点も出てくる。

この「高書帳」は文政五年(一八二二)からのもので、その村高に変化のあることに気づき、書き出していったもので、かなり変化のあることを証している。しかし、慶応四年(一八六八)と文政五年の久徳村村高は、前者は七〇七石六斗で、後者は六一四石五斗四升七合六勺であり、その差は実に九三石余にも達している。

ここで考察できる一つの問題点は彦根藩の財政破綻の危機が幕末に襲っていたということである。彦根藩は江戸幕府の中核にあり、ことに直弼が大老に就任してからは、水戸藩対策、黒船来航による警備費用、桜田門外の変による減領、長州藩へ出兵の諸費用等々、幕末における彦根藩の財政負担は莫大なものであった。

このための方策の一つとして、各村高の増額を旧例を破って行ったとも考察できる。

ちなみに、直弼の懐刀と言われた長野主膳は、直弼の大老就任以来、その政治資金の調達に奔走したと言われる。

事例は久徳村の記録であるため、全般的に見ると、この久徳村の場合は文政五年から以後の村高の減少は別の意義があるかもしれない。出作などが考慮されたものか、いずれにしても前述の藩の財政の問題を提起するには幕末直近の村高の史料を必要とするが、延享二年(一七四五)「領知郷村高辻帳」までさかのぼって

突き合わせてみても、慶応四年との相違はせいぜい一

〇石以内の変動しかない。ただ藤瀬村だけは八一石以上も慶応四年に村高の増加が見られる。その理由を探る史料はない。

久徳村の場合、出作やその他米作の問題で一時期は村高の減少が見られたが、幕末の財政破綻の中では従来の石高に引き戻されたと見るべきであろうか、この場合にも彦根藩では問題のないところはそのままの石高を充てたものと考えられる。

なお、嘉永六年(一八五三)、久徳村の宗門改めの節の五人制度の実態が、所属寺院別にまとめてあるのを参考のため掲出する。

六一二八 「高書帳」文政五年壬午二月(抜粋)
(久徳共有文書)

村並出作 〆三拾貳石四斗貳升壹合

参考…(天保七年(一八三六)丙申二月「出作高並

極地出作高帳では

久徳村へ出作…一円村一七人 栗柄村六人 八重

練村九人 多賀小林各村一人)

午暮改

都合

〆 六百拾四石五斗四升七合六勺

六百拾六石壹斗三升七合六勺 未用

六百拾七石五斗六升七合六勺 戊用

六百拾六石貳斗六升貳合六勺 子改

六百拾六石壹斗八升五合四勺 辰改

六百拾四石 四升 巳用

六百拾四石貳斗 未用

六百拾壹石六斗七升 酉用

六百拾 石壹斗七升 戌用

六百 六石 五升三合壹勺 亥用

六百 五石壹斗貳升四合六勺 子用

六百 三石六斗七升四合六勺 丑改
 六百 貳石五斗九升貳合七勺 寅改
 六百 壹石四斗三升三合七勺 卯改
 五百九拾八石五斗貳升八合壹勺 巳改
 五百九拾七石壹斗六升八合壹勺 午改
 五百九拾石六斗五升三合壹勺 未改
 五百九拾石四斗貳升八合壹勺 申改
 五百九拾石九斗七升八合壹勺 酉改
 五百九拾石壹斗七升八合壹勺 戌改
 五百九拾石貳斗四升三合七勺 辰改
 五百九拾石九斗八升三合七勺 申改
 五百九拾石七斗八升三合七勺 戌改

六―二九 切死丹御改ニ付指上申村組手形之事

(久徳共有文書)

嘉永六年三月

一犬上郡久徳村 一同郡一門村

一同郡曾我村 一同郡小林村

(以下略)

完門改めと五人組

東本願寺宗旨

① 東光寺代々旦那分 一老石八斗 講田 内七斗
 荒引 引老石壹斗 文政五
 二人組人数 拾四人内
 三人組人数 拾八人内
 五人組人数 貳拾八人内
 五人組人数 貳拾八人内
 七人組人数 三拾貳人内
 三人組人数 九 人内
 六人組人数 廿九人内
 三人組人数 拾四人内
 五人組人数 貳拾四人内
 四人組人数 拾八人内
 四人組人数 貳拾四人内

二百四拾老人

② 慶照寺代々旦那分 一老石四斗五升五合九勺 講田

四人組人数 貳拾老人内
 七人組人数 貳拾三人内
 四拾四人

③ 中川原村西音寺代々旦那分 一四斗九合九勺 講田

五人組人数 貳拾七人内
 貳人組人数 拾貳人内
 五人組人数 廿五人内
 久徳村の内 六十四人帳面之通

西本願寺宗旨

① 坂田郡乾村福勝寺代々旦那分

四人組人数 六 人内

② 南河瀬村法蔵寺代々旦那分

貳人組人数 九 人内

③ 高宮村内照寺預り旦那

七人組人数 廿七人内
 貳人組人数 六 人内
 四人組人数 拾五人内
 貳人組人数 八 人内
 五拾六人帳面の通

④ 平田村明照寺

四人組人数 拾壹人内
 五人組人数 貳拾五人内
 三拾六人
 都合家数百九拾貳軒
 子之御改より丑之御改迄(嘉永五年十同六年)
 指引なし

文政五年午二月『高書帳』に以上のほか

一、老石四斗 番方・講田 一三斗 御宮

一、三斗貳升 西照寺・講田

(5) 人別送り手形

この部門を政治関係とし検地帳・掟・石高・米備・村役人などのことを一般的に少々ながら取り上げられたが、ただ、宗門改めに関する人別送り手形などが不足している。これは現今の戸籍、住民票と変わらぬものであるにかかわらず通史には抜けているのでこれを補足する。

六一三〇 人別送り手形之事

当村小兵衛門内

ふじ

右之者此度其御村市郎兵衛方へ

縁付引越参り申候、依之

当寅年宗門御改御帳

面、其御村ニ而御書載可被成候、

当村御帳面相除キ可申候、

為後日一送り手形、仍而如件

〇八六〇

犬上郡小原村

慶応元年

寅正月日

庄屋

吉兵衛

横目

善兵衛

横関村

御役人衆中

六一三一 切死丹御改ニ付指上申引越手形

犬上郡仏ヶ後村

藤八内

惣兵衛

一 女房犬上郡藤田村清蔵内江不縁掃り仕候

〆 老 人

右之通少シ成偽り無御座候、若他国

他領江遣シ申候与訴人罷出候ハハ

此連判之者共如何様之曲事ニ成

可被仰付候、為後日一手形仍而如件、

犬上郡仏ヶ後村

〇七八九

庄屋

己

横目

酉五月六日

浅右衛門

組頭
彦兵衛

大野清兵衛殿

武笠魚兵衛殿

藤田弥五右衛門殿

(6) 直幸の善政

多賀共有文書の中に、「殿様御しようぶわけ配分帳」がある。寛政元年（一七八九）六月庄屋林右衛門の記録である。

寛政元年（一七八九）と言えば、天明八年（一七八八）の京都大火の翌年であるが、天明の飢饉の後遺症

も見られる異常なことの続いたころである。

彦根地方も全国規模の飢饉の影響を免れることはできなかったが、しかし彦根藩領内ではその悲惨さを伝えるものはなく、「殿様」の善政を称賛する声が高かったのである。

第一〇代藩主直幸は任期中藩勢の回復に努め、在任中は天明の大飢饉の最中でもあったがこうした時も直幸は領内所々に施粥場を設けて米を与え、「殿様」の善政を地で行く施策も執った。

天明四年（一七八四）一月大老職に就任したが激務のため同七年九月に退職し、その二年後、寛政元年（一七八九）二月江戸で没した。

父直幸の跡を継いだのは、直幸の七男直中である。寛政元年四月一六日藩主となった。第一一代藩主井伊直中は名君で、大いに儉約に努めたが、父の遺金として、領内の士民に金を与えたり、町会所に消防の制を定めたり、国産方を設置して産業を奨励したりその治

績には見るべきものがあつた。弘道館文庫も有名である。

こうした背景の中で、多賀村へも「殿様御しようぶわけ」があつたもので、村中への配分状況は新町・向山下町・同上町・桜町・下之町・宮戸・かさやの七ヶ町で、総軒数は一二五軒である。

これら七ヶ町のうち現在存在しないのは、宮戸・かさやの二町で、大字多賀の変遷を見るうえで注目される。

現、大字多賀はこのほかに四ツ屋村・神領・新神領の分が加入して構成されるが、宮戸は上町内、かさやは向山上町の町はずれと見られる。

宮戸・かさやの地名は、明和八年(一七七二)「御数米小前割渡帳」にもあり、宮戸七戸、かさや七戸である。

三百拾弐文

村中へ人数割渡シ

惣ノ人数百弐拾五軒

老人前ニ付

一六俵 手形米

七拾五文ツ、

此代拾五ノ八百三拾六文

渡ス

内五ノ八百文但し卷兩代

指引弐百六拾九文

右ハ惣より林右衛門へ

過上成ル

渡ス

預ケ

残而拾貫三拾六文

六—三二

(表紙)
寛政元年

殿様御しようぶわけ配分帳

西六月 日

庄屋
林右衛門

新町

家数 弐拾六軒

家数 弐拾軒

家数 三拾文

老ノ五百六拾文

下之町

家数 十五軒

家数 三拾軒

老ノ百四拾四文

家数 四百弐拾老文

同上町

宮戸

同 廿老軒

同 八軒

老ノ六百三拾九文

同 六百廿四文

同 廿老軒

同 四軒

桜町

同 四軒

7 みどりの雑記

この課題の総括をみどりの雑記とし、左の六つの小文を所載する。いずれも、興味あるものばかりである。

- ① 山論七四年間の結末
- ② 八ッ尾山一帯の監理
- ③ 頼朝の寄進状
- ④ 検地帳の写し
- ⑤ 將軍の本封返り
- ⑥ 甚兵衛の免割

(1) 山論七四年間の結末

保月村と五箇村の山論は、その長期間にわたったことは他に類を見ないので、実に七四年間を要したのである。そして、彦根藩の奉行所の訴訟に対する対応